

平成22年5月18日

内閣府特命担当大臣（地域主権推進）

原 口 一 博 様

特別区長会会長

多 田 正 見

用途地域等の都市計画決定権限の移譲について

政府においては、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めるこことできる活気に満ちた地域社会をつくるべく、地域主権戦略会議を中心に、基礎自治体への権限移譲をはじめとする地域主権改革を進めています。

この取組みの中で、先般、国土交通省から、三大都市圏等における用途地域その他の都市計画決定権限を市町村に移譲する旨の回答が内閣府に寄せられたところであり、時宜に叶った対応と評価しております。

しかしながら、その際、現状において東京が一体的な都市として用途地域等の指定がなされていることから、市と同様に特別区に権限を移譲することについて懸念が表明されているとのことであり、特別区として見過ごすことはできません。

用途地域は、合理的土地利用を図る最も基本的な制度であり、土地利用の実情を踏まえて、都市構造や都市機能の骨格に即して定める地域に密着した制度であります。

都市としての一体性を確保することは、もとより必要なことがあります。このことは、国土形成計画をはじめとし、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針といった、自治体の区域を超えた広域計画により十分確保されており、これらの上位計画に基づいて定められる用途地域の指定権限を特別区に移譲しても、都市の一体性を損なうことにはつながりません。

また、具体的な都市計画決定においては、知事及び関係自治体との

協議が行われることで、広域的観点及び都道府県決定計画との整合は確保され、東京の都市づくりにマイナスの影響を与えるものではありません。

さらに、都市景観に関する制度についても、国土形成計画等との調和や、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針への適合のもと、景観行政団体によって景観計画が定められることになっており、用途地域の権限移譲が弊害要因となることはありません。

本来、用途地域の指定権限は市に帰属すべきものであり、特別区も例外となるものではありません。

地域密着の自治体である特別区に決定権限があるほうが、臨機に円滑な指定が可能となるものです。調整を要するものについては、特別区に権限を移譲した上で、知事との協議により解決すべきものであります。

については、今回の用途地域をはじめとする都市計画決定権限の移譲を、地方自治の本旨に基づくものとして歓迎し、その実現を図られるよう強く要請するものです。